

# 令和5年3月 土木工事共通仕様書（案） の改定について

（前）国土交通省 大臣官房 技術調査課 建設技術調整室 事故分析係長 ならはら しんすけ 檜原 伸介

## 1. はじめに

土木工事共通仕様書は、国土交通省の地方整備局等が発注する工事において、工事請負契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定めることにより、契約の適正な履行の確保を図るために策定しています。

また、土木工事共通仕様書は、各建設作業の順序、使用材料の品質、仕上げの程度、施工方法等、工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容のうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込んだものです。なお、出来形管理基準や品質管理基準、写真管理基準の施工管理基準についても、併せて改定しています。

令和5年3月版 土木工事共通仕様書（案）の主な改定内容を以下に紹介します。

## 2. 令和5年3月版の主な改定内容

### (1) 週休二日を前提とした取組の推進

令和6年改正労働基準法の適用が始まることから、月単位での週休二日実現を前提とした取組を推進するため、「施工計画書」、「工事完成検査」、

「既済部分検査」等の各段階において取組状況を確認することを新たに規定しました。

### (2) 法令等の改正による主な改定

資源有効利用促進法令の省令改正（令和5年1月）により、再生資源利用計画の現場掲示が必要となることから、現行記載を一部改定しました。

具体的な改定内容を表-1に示します。

### (3) 出来形管理基準の主な改定

現場からの意見を踏まえ、鉄筋かぶりの考え方について明確化するために、断面図にて図示しています。

具体的な改定内容を表-2に示します。

### (4) 施策を推進する上で必要な諸基準類の改定

近年、ICTを活用した技術が進んできており、要領等の改定を行っています。

具体的には、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の『土工編、小規模土工、舗装工、路面切削工編、基礎工』の改定、『構造物工編（橋梁上部工）』を新たに策定しました。

また、遠隔臨場を推進するために、「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)」及び「建設現場の遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」を新たに策定しました。

表－1 法令等の改正による主な改定

現行条文（令和4年3月版）					改定条文（令和5年3月版）				
編	章	節	条	項	編章節条	項	編章節条	項	
編章節条 (項目見出し)					現行条文	改定理由	編章節条 (項目見出し)		
							改定条文		
1	1	1	4	1	施工計画書	1. 一般事項 ～略～ (14)再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法 (15)その他	令和6年改正労働基準法の運用が始まることから、月単位での週休2日実現を前提とした取組を推進するため。	施工計画書	1. 一般事項 ～略～ (14)再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法 (15)法定休日・所定休日（週休二日の導入） (16)その他
1	1	1	21	4	工事完成検査	4. 検査内容 ～略～ (2)工事管理状況に関する、記録及び写真等		工事完成検査	4. 検査内容 ～略～ (2)工事管理状況に関する、記録及び写真等 (3)週休二日の履行状況
1	1	1	22	3	既済部分検査	3. 検査内容 ～略～ (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。		既済部分検査	3. 検査内容 ～略～ (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 (3)週休二日の履行状況
1	1	1	28		-	-		週休二日の対応	受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。
1	1	1	19		建設副産物	4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	資源有効利用促進法省令改正（R5.1）により、再生資源利用計画の現場掲示が必要となったため。	建設副産物	4. 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

※再生資源利用計画の改定条文（案）の「等」には、「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）国土交通省」が含まれる。

(5) 土木工事共通仕様書に引用されている技術基準等・JIS との整合

土木工事共通仕様書で引用している各種技術基準類のうち、前回の改定から今回の改定に至るまでの間に改定されているものなどに関して、改定年月の修正や共通仕様書における規定との整合を確認し、必要な変更を行いました。

なお、反映した各種基準類は表－3のとおりです。

その他、現場の実態や書類の簡素化等の観点も踏まえ、共通仕様書の記載内容について変更を行いました。

表-2 出来形管理基準の主な改定

現行（令和4年版）									
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
1 共通編	3 無筋・鉄筋CO	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	D：n本箇の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で1箇所以上測定する。 最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅱコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。  注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積25m <sup>2</sup> 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上		
改定案（令和5年版）									
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
1 共通編	3 無筋・鉄筋CO	7 鉄筋工	4		組立て	変更なし	設計かぶり ±φ	変更なし	
						変更なし	±φかつ 最小かぶり 以上		

表-3 改定された主な技術基準類

発行機関	技術基準等の名称	改定年月日
国土交通省	河川砂防技術基準	令和4年6月
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）	令和4年3月
全国道路標識・標示業協会	道路標識ハンドブック	令和4年1月
日本規格協会	JIS ハンドブック	令和4年7月
土木研究センター	陸上工事における深層混合処理工法設計・施工マニュアル改定版（増補版）	令和4年4月

### 3. おわりに

令和5年3月に改定した土木工事共通仕様書（案）は、国土交通省ホームページに掲載していますのでご覧ください（<https://www.mlit.go.jp/>

tec/tec\_tk\_000052.html）。

今後も、各種基準類の改定や技術動向、社会的動向や現場における実態等を踏まえて、適切な土木工事共通仕様書の改定を実施することとしています。